

ご利用の手引き

資金名	経営力強化貸付（米国関税措置対策）【令和7年7月取扱い開始】		
目的	経営力強化保証制度を活用し、米国の関税措置の影響を受けている（又は受ける見込みである）中小企業者が、金融機関等の支援を受けながら経営力の強化を図るために必要な資金を融資する [※信用保証料の概ね4分の1を兵庫県が負担]		
融資対象者	県内で事業を営む中小企業者等で、次の①②に該当する者。 ①経営力強化保証制度要綱の申込人資格要件※を満たす者 [その他のポイント①②] ②米国関税措置の影響を受けた、または今後影響を受ける見込みである者 [その他のポイント③] [※経営力強化保証制度の申込人資格要件（概要）] 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②]		
資金用途	一般保証については、事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） [その他のポイント④] セーフティネット（SN）保証5号については、経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金。ただし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る） [その他のポイント⑤] ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る		
借換	既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④⑤]		
融資条件	利率	年1.45%（固定）	期間 運転：5年（うち据置1年）以内 設備：7年（うち据置1年）以内 ただし、既往借入金を借り換える場合は10年（うち据置1年）以内 [その他のポイント⑥]
	限度額	1企業・1組合 3,000万円 [その他のポイント⑦⑧⑨]	預託 あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける	
	特別保証制度等	経営力強化保証制度に対応（一般保証又はSN保証5号）	
	責任共有制度	対象	
	保証料率	一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率（軽減措置あり）に対し県が保証料補助を行う [その他のポイント⑩] SN保証5号利用の場合：年0.80%に対し県が保証料補助を行う	
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要） [その他のポイント⑪]	
	担保	保証協会の定めによる	
	申込先	取扱金融機関	
	取扱期間	令和7年7月1日から令和7年12月31日保証申込受付分まで（ただし、令和8年1月31日までに融資実行される必要があります） なお、上記の取扱期間内においても、県の予算の上限に達した場合取扱いが終了する可能性があります。	
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）		

添付書類	<p>② 経営力強化保証制度所定の申込人資格要件等届出書 [その他のポイント⑪]</p> <p>③ 経営力強化保証制度所定の事業行動計画書 (申込人が策定したもの) [その他のポイント⑫]</p> <p>④ 保証料補助要件等確認書 (様式第14号) [その他のポイント⑬⑭]</p> <p>⑤ SN保証5号の認定書 (SN保証5号利用の場合)</p> <p>⑥ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類</p>
融資フロー	<p>※期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑫]</p> <p>※融資実行日から6か月以内に、中小企業者に対し、非金融支援を実施してください [その他のポイント⑬]</p>
その他のポイント	<p>① 本貸付は、国の「経営力強化保証制度」を利用する中小企業者が対象です。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは経営力強化保証制度要綱に依拠します。詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所にお問い合わせください。</p> <p>② 「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいいます。金融機関が認定を受けている場合、当該金融機関が単独で経営支援を行うことにより、本貸付を利用できます。</p> <p>③ 米国への輸出企業に限らず、直接・間接的に米国関税の影響を受けた、又はその見込みがある企業も対象です。影響の有無は、取扱金融機関が聞き取りなどで確認し、保証料補助要件等確認書 (様式第14号) に記載してください。企業の説明に一定程度の合理性が認められる場合は、米国関税措置の影響があると判断して差し支えありません。(根拠資料等の提出は不要です)</p> <p>④ 一般保証の場合の借換対象は、原則として兵庫県信用保証協会の保証付融資に限ります。</p> <p>⑤ SN保証5号の場合は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金 (下記ア～オ) を借り換える場合に限り、真水の追加は可能ですが、他の借入金は対象外です。(詳細は、経営力強化保証制度要綱及び同制度に関する回答事例集を参照ください)</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金</p> <p>イ 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金</p> <p>ウ SN保証4号 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) に係る既往借入金</p> <p>エ 危機関連保証 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) に係る既往借入金</p> <p>オ SN保証5号であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内 (令和2年2月1日～令和3年12月31日) に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金</p> <p>⑥ 運転資金と設備資金が混在する場合は融資期間を7年以内とし、既往借入金の借り換えを含む場合は10年以内とします。</p> <p>⑦ 本貸付の融資限度額は、残高ベースで3,000万円までとします。累計実行額には制限がありません。(本貸付から本貸付に借り換える場合を含む)</p> <p>⑧ 通常の「経営力強化貸付」との併用も可能です。その場合も、本貸付の融資残高および融資限度額は本貸付分のみで判断します。ただし、本貸付、通常の経営力強化貸付又は経営力強化保証制度の保証残高と合算して残高ベースで2億8,000万円 (組合の場合4億8,000万円) が限度となります。</p> <p>⑨ 融資限度額は企業 (組合) 単位で判定します。同一企業 (組合) が複数の金融機関で申込み場合も、融資残高を合算して3,000万円までとなります。</p>

⑩ 経営力強化保証制度所定の保証料率に対し、県が下表のとおり一部補助します。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度に係る上乘せ分の保証料、条件変更等に併い追加で生じる保証料は対象外とします。

保証料率区分	SN5号	①	②	③	④・ BSなし	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	0.80%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%
保証料補助	0.20%	0.44%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%	0.11%
事業者負担	0.60%	1.32%	1.17%	1.02%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%	0.34%

⑪ 保証協会所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。

⑫ 取扱金融機関は、下記のとおり事業計画の策定支援や経営支援を継続的に行う責務があります。

[経営力強化保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]

ア 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。

イ 認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。

ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告する。

エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

⑬ 取扱金融機関は、申込人である中小企業者等に対し、経営課題の解決や成長支援を目的とした非金融支援を実施してください。

※ 保証申込時に、保証料補助要件等確認書（様式第14号）の「4 申込企業に対して実施予定の非金融支援」欄に、予定している支援内容を記載し、申込書類に添付してください。

※ 非金融支援の実施は原則として、融資実行日から6か月以内に1回以上行ってください。ただし、6か月以内に本貸付を完済した場合など、やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

※ 実際の支援実施時には、確認書に記載した内容に必ずしも拘る必要はなく、その時点における中小企業者等の経営状況に応じて、適切な支援を柔軟に実施してください。

※ 複数の金融機関から本貸付の申込みがある場合は、それぞれの金融機関において非金融支援を実施する必要があります。

※ 同一の金融機関において、複数回の申込みや借換えが行われる場合には、非金融支援は1回にまとめて実施して差し支えありません。ただし、保証料補助要件等確認書（様式第14号）は、申込みごとに作成・添付してください。（記載内容が重複しても問題ありません）

※ 非金融支援の実施状況（有無・内容・結果等）について、県や信用保証協会への報告は不要です。

⑭ 本貸付を実行した場合には、保証料補助要件等確認書（様式第14号）を、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せて、データで兵庫県地域経済課へご提出ください。

※ 本貸付は保証協会の保証が付されますが、確認書の提出は必要ですのでご注意ください。